

○久留米大学医学部動物実験センター感染動物実験区域利用指針

平成 23 年 3 月 17 日
学 長 決 裁

1. 趣旨

この指針は、久留米大学医学部動物実験センター感染動物実験区域（感染動物実験棟）（以下「感染実験区域」という。）内における感染動物飼育実験室（以下「感染実験室」という。）で使用するヒト・家畜・その他の動物あるいは植物に感染性を有する生物又はこれに準ずる物質（以下「病原体等」という。）が、ヒト又は実験に使用される動物以外の動物に感染しないように動物実験実施者が守るべき事項を定めるものとする。

2. 遵守

- (1) 感染実験区域は、病原体等を用いる動物実験、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく動物使用実験（動物作成実験及び動物接種実験）に該当する実験を行う場所であり、感染実験区域内における感染実験室（飼育室を含む）以外のエリアでの動物実験は行わない。
- (2) 当該指針により、感染実験区域へのヒト・動物・器材等の出入りを制限する。

3. 実験の制限

- (1) 感染実験室内で使用する病原体等の危険度分類は、国立感染症研究所の定めた危険度分類に準じ、遺伝子組換え生物等分類は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に従う。
- (2) 感染実験室内では、高度に危険性を有する病原体等（クラス 3、4）及び P 3 A、P 4 A の動物使用実験は行わない。

4. 責任と義務

- (1) 動物実験責任者は、実験目的・方法・取扱う病原体・使用動物等について予め久留米大学動物実験規程に基づき「動物実験計画書」の提出・承認を受けなければならない。また、組換え生物等を当該実験区域で使用する場合には、「第二種使用等遺伝子組換え実験計画書申請書」によって学長の承認を得なければならない。
- (2) 動物実験責任者及び動物実験実施者は、感染症予防の観点から、自らの責任においてケージ交換、給餌、給水管理及び糞尿の回収を行わなければならない。その後の汚染飼育器材の滅菌、不活化処置等は、動物実験センター（以下「動物センター」という。）が行うこととする。
- (3) 所長は、感染実験室内の実験が安全に行われる為に必要な処置を取る義務を有する。
- (4) 動物実験責任者は、動物実験実施者及び一時立入者（見学者・業者等）が安全に作業できるように実験目的・内容・方法を計画する責任・義務を有する。
- (5) 動物実験実施者及び一時立入者は動物実験責任者の与える情報をよく把握し、

安全確保のために必要な作業法をとる。

(6) 疑義のある場合は自己の判断に頼らず、直ちに所長の指示を仰ぐものとする。

5. 入室者の限定及び禁止事項

- (1) 所長の許可を受けた者のみが入室できる。動物センター職員及び一時立入者についても同様である。
- (2) 動物実験実施者は、感染した動物及び遺伝子組換え生物等の逃亡防止には最善の策と注意を講ずること。
- (3) 原則として感染実験室に導入された動物は、一般動物実験室への移動はできない。
- (4) 利用者は動物センターの感染実験施設はP 2 及びP 2 Aの物理的封じ込め手段であることを認識すること。

6. 感染実験区域への入退室

- (1) 動物センターにて予め感染実験区域入退場専用の指静脈認証登録を行い、感染実験区域専用入り口から指静脈認証を用いて入室する。
- (2) 感染実験室前室にて専用衣に更衣、マスク、帽子、手袋を着用し、実験室内専用長靴に履き替えて入室する。
- (3) 退室時には専用衣を脱衣して退室し、アルコール等の消毒薬で手指を消毒の後、退館する。

7. 非常時

作業レベルで生じた安全性に関する疑義については自己の判断に頼らず、所長の指示を仰ぐものとする。

附 則

この指針は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年9月14日から施行し、同年9月1日から適用する。